

令和2年度 就労支援部会

「コロナ禍における利用者支援」についてのアンケート

アンケート実施期間： 2020年10月22日～11月13日

アンケート回答者：計21カ所（計19回答） 回答率75%

B型作業所（就労移行含む）：20カ所中15カ所

生活介護事業所：7事業所中5事業所

自立訓練事業所：1カ所中1カ所

1、コロナ禍において、通常とは異なる利用者の受入体制を導入しましたか？

「はい」 →16カ所

「いいえ」 →3カ所

2、どのような受入体制を導入されましたか？（複数回答可）

全面休止した →2カ所

施設A 【期間： 4月13日 ～ 4月21日】

施設B 【期間： 4月 7日 ～ 4月 8日】

利用者を入れ替え制にした（午前・午後、曜日制等） →6カ所

施設C	【方法：曜日制で入れ替えた】 【期間：6月1日～6月30日】
施設D	【方法：午前と午後で入れ替えた】 【期間：4月2日～5月29日】
施設E	【方法：午前と午後で入れ替えた】 【その他：土曜日は2グループで隔週出勤】 【期間： 月 日～5月31日】
施設F	【方法：午前と午後で入れ替えた】 【期間：4月8日～5月31日】
施設G	【期間：4月20日～5月29日】
施設H	【方法：曜日制で入れ替えた】 【期間：4月21日～6月30日】

利用者の在宅ワークを取り入れた → 8カ所

施設C	感染予防のため基本的に在宅勤務をしてもらうよう、利用者に依頼した
施設D	在宅を希望する2名に対し、課題を郵送。
施設F	週に1度通所し作業を入れ替えた。自主製品のマスク、チラシ折り、紙箱作りなど
施設G	自主製作作り
施設H	1日2回電話連絡をして、体調の確認と予め設定させていただいた個別課題の進捗状況について確認した。
施設I	通所自粛をお願いし、希望する方には在宅就労のサービスを提供した。在宅就労の提供については、事前に各居住自治体の確認をとった。
施設J	在宅でのサービス利用「利用者健康状態確認表」を活用して健康状態及び、日中の過ごし方について目標と結果を確認
施設K	自分が通所をしている曜日・時間に参加。参加時の日誌記入、定時連絡を行った上で課題を行った。課題としては、ストレッチマニュアル・動画、ペーパー課題（計算・書写、聞き取り課題、間違い探し等）、ウォーキング、自宅の掃除・手伝い、パソコン、買い物・調理、テレビ電話・電話・メールで参加のグループワーク（コミュニケーション練習・SSTなど）、個別課題

休止中や在宅ワーク中の利用者へのフォローをした

→ 12カ所

施設A	1日2回電話による安否確認
施設B	電話での体調確認、相談
施設C	在宅部材の郵送、電話連絡(作業の進捗状態の確認、体調の確認)
施設D	毎日必ず電話にて様子を伺った。
施設E	朝・夕2回の電話訪問と、個別支援計画の適宜変更
施設F	毎日2回の電話訪問、週1回来れない人は、週1度の家庭訪問
施設G	電話連絡
施設I	在宅就労の利用者には部材を郵送し毎日2回の電話での指導をした
施設K	定時連絡（プログラム開始時・終了時）はテレビ電話・電話・メールで行い、それ以外でも質問・相談があれば随時応じていた。在宅課題については車で届ける等のフォローを行った。
施設L	下請作業の一部を自宅でおこなってもらい、一日に2度、電話で連絡を取り合った。
施設M	1日1回以上の電話による相談支援を実施した。
施設N	電話訪問

利用者の来所時間、人数を短縮・変更した → 12カ所

施設A	【通常の来所時間：9時00分～16時00分】 →【短縮・変更時間：9時30分～15時30分】 段階的に変更。6/15から9：30～15：30。
施設B	【期間：4/13～6/12】各利用者：週1回登園、一日の受入人数【15人から5人に変更】、【期間：6/15～10/30】一日の受入人数【15人から10人に変更】
施設C	【通常の来所時間：9時00分～16時15分】 →【短縮・変更時間：10時00分～16時15分】
施設D	【通常の来所時間：9時00分～15時30分】 →【短縮・変更時間：午前班9時30分～11時30分、午後班13時00分～15時00分】※期間中は昼食提供なし
施設F	【通常の来所時間：10時00分～15時30分】 →【短縮・変更時間：10時00分～11時30分】【13時00分～14時30分】
施設G	一日の受入人数【14人から8人に変更した】
施設H	一日の受入人数【12人から4～6人に変更した】
施設I	【通常の来所時間：8時50分～17時30分】 →【短縮・変更時間：10時00分～16時00分】
施設K	【通常の来所時間：9時00分～16時00分】 →【短縮・変更時間：9時30分～16時00分】
施設L	【通常の来所時間：9時00分～15時30分】 →【短縮・変更時間：9時00分～15時00分】
施設O	【通常の来所時間：8時30分～15時45分】 →【短縮・変更時間：8時30分～12時00分】
施設P	【通常の来所時間：8時30分～16時00分】 →【短縮・変更時間：8時30分～12時00分】

職員の在宅ワークを取り入れた → 4カ所

施設C	基礎疾患があり重症化しやすい職員や、通勤交通機関を使用する職員は在宅勤務を取り入れた
施設F	自主製品の方づくり 及び 考案
施設I	従業員全員に在宅ワークについて案内した。3名が在宅ワークをした
施設K	緊急事態宣言中、通勤に時間の掛かる職員を週に1回在宅ワークとした。

職員の出勤日・時間を短縮・変更した → 8カ所

施設A	常勤4/16～4/24 勤務時間2グループ体制1名ずつ自宅待機、4/27～6/12 2グループ制 週半分ずつ自宅待機、非常勤4/16～5/1自宅待機。
施設C	交代制で休業を取得、1時間の時短勤務を行った。
施設D	都心から通う職員には時差通勤をしてもらった。
施設F	交通機関を利用する職員を、週2日の勤務にした。
施設H	非常勤職員は1日あたり2名配置しているところを0～1に変更。※常勤3名は通常通り
施設I	交代制で自宅待機日を設けた。また時間短縮をし、現在も継続中
施設K	緊急事態宣言中、通勤に時間の掛かる職員を週に1回在宅ワークとした。
施設M	接触機会の軽減を図ることを目的に職員の勤務日を調整した。(概ね1週間に1度以上の在宅日をもうける)

その他

施設N	他法人で通所日数の制限を受けた利用者の受け入れを実施。
施設O	コロナ感染症の影響で欠席をしている利用者については毎日電話連絡をして状況の把握に努めた。

3、施設の取り組みとして、どのような感染予防対策をしましたか？

利用者・職員にマスクの着用義務づけ

→17カ所

検温・体調チェック どのように（例：毎朝検温、37.5度以上は休む）

→全事業所

消毒（消毒液、手洗い等）

→全事業所

その他

施設A	換気に気をつけ、2人掛テーブルに1人掛、パーティションで区切り、同じ方向を向いて作業を行っている。職員の車通勤を認めた。
施設B	*10月30日まで、バス添乗を5名添乗から3名添乗に制限して運行 *利用者の居場所、生活環境にて2mのソーシャルディスタンスを確保
施設E	作業室にアクリルパネル設置、食堂のテーブルを入れ替えレイアウト変更、就職時間を長くして入れ替え制に変更等
施設F	資材を買い、手作りで飛沫防止シートを設置した
施設H	床の清掃、テーブル、ドアノブ、スイッチ、水道のレバー、トイレなどの除菌
施設I	法人内の全事業所共通の手順書を作り、判断・対応している
施設J	新型コロナウイルス感染症対策マニュアルの作成・掲示、来客者名簿に検温記載 37° 以上は入館お断り
施設L	月1回の軽体操を中止

施設M	飛沫防止のための間仕切り設置、施設の空間を最大限使用した活動スペースの確保
施設O	昼食時の密を避けるために時間で交代制にした。
施設P	来所者へのチェックも同様に実施
施設Q	両隣と正面には座らないよう配置している。作業中はビニールカーテンで仕切る。